

お客様各位

2019年5月21日

株式会社東陽テクニカ
理化学計測部

消費税法改正に伴う請求金額について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が10%へ引き上がる予定となっております。これにより、弊社からお客様への請求に関しては、改正消費税法並びに消費税転嫁対策特別措置法（平成28年法律第85号）に準拠し、新税率の適用を受ける部分については新税率（10%）にて計算しご請求いたします。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。 敬具

記

1. 装置代金、消耗品代金等（物品）

物品がお客様に納品された日に適用される消費税率にてご請求致します。2019年10月1日以降納品分については新税率が適用され、10%の消費税率にて消費税等をご請求いたします。

（注） 物品の納品とは、単なる物品の引渡だけでなくご契約を頂いている物品の引渡に付随する作業他ご契約内容全ての完了を示しております。

2. インストール調整、据付調整費用等（役務）

役務については、役務の提供完了日（お客様に納品された日）に適用される消費税率にて、ご請求いたします。

ご不明な場合は、弊社担当営業までお問い合わせ願います。

以上